

訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助とする。

第六条の四 削除

(法第五条第十項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の五 法第五条第十項に規定する主務省令で定める便宜は、次の各号のいずれかに該当する障害者に対し、次に掲げる入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援とする。

一 生活介護を受けている者

二 自立訓練、就労移行支援又は第六条の十第一号の就労継続支援B型（以下この号において「訓練等」という。）を受けている者である期間

第六条の六 法第五条第十二項に規定する主務省令で定める期間は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（以下「自立訓練（機能訓練）」という。）一 年六月間（頸髄損傷による四肢の麻痺その他のこれに類する状態にある障害者については、三年間）

二 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの（以下「自立訓練（生活訓練）」という。）二 年間（長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者については、三年間）

（法第五条第十二項に規定する主務省令で定める便宜）

第六条の七 法第五条第十二項に規定する主務省令で定める便宜は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一 自立訓練（機能訓練）障害者支援施設若しくはサービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。以下同じ。）又は障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

二 自立訓練（生活訓練）障害者支援施設若しくはサービス事業所又は障害者の居宅において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

（法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事由）

第六条の八 法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 通常の事業所に新たに雇用された後に労働時間を見延長しようとする場合

（法第五条第十三項に規定する主務省令で定める期間）

二 休職から復職しようとする場合

（法第五条第十三項に規定する主務省令で定める期間）

第六条の九 法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者若しくは六十五歳以上の障害者（六十五歳に達する前五年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き年又は五年とする。）

（法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜）

第六条の十 法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一 就労継続支援A型（通常の事業所に雇用されることが困難な障害者であって雇用契約に基づく就労が可能であるもの又は通常の事業所に雇用されている障害者であつて前条に規定する事由により、当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練その他の必要な機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な

就労継続支援B型（通常の事業所に雇用されることが困難であつて雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業所に雇用されている障害者であつて前条に規定する事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

二 就労継続支援B型（通常の事業所に雇用されることが困難であつて雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業所に雇用されている障害者であつて前条に規定する事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

三 前二号に掲げるもののほか、居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助

（法第五条第十九項に規定する主務省令で定める便宜）

第六条の十一 法第五条第十九項に規定する主務省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害

する相談、指導及び助言その他の必要な支援とする。

（法第五条第十六項に規定する主務省令で定める障害者）

第六条の五 法第五条第十六項に規定する主務省令で定める障害者は、居宅における自立した日常生活を営むために自立生活援助において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な

援助を要する障害者であつて、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であつても当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、当該障害者の家族等による居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込ぬない状況にあるものとする。

（法第五条第十六項に規定する主務省令で定める期間）

第六条の六 法第五条第十六項に規定する主務省令で定める期間は、一年間とする。

（法第五条第十六項に規定する主務省令で定める期間）

第六条の七 法第五条第十七項に規定する主務省令で定める援助は、定期的な巡回訪問又は隨時通報を受けて行う訪問等の方法による障害者等に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。）、指定特定相談支援事業者（法第五十五条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）、医療機関等との連絡調整その他の障害者が居宅における自立した日常生活を営むために必要な援助とする。

（法第五条第十七項に規定する主務省令で定める援助）

第六条の八 法第五条第十七項に規定する主務省令で定める援助は、次に掲げる援助とする。

一 居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談

（法第五条第十七項に規定する主務省令で定める援助）

第六条の九 法第五条第十五項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

（法第五条第十五項に規定する主務省令で定める期間）

第六条の十 法第五条第十五項に規定する主務省令で定める便宜は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

（法第五条第十四項に規定する主務省令で定める期間）

第六条の十一 法第五条第十九項に規定する主務省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害

者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者（以下この条及び第六十五条の十において「介護者」という。）に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。（法第五条第二十項に規定する主務省令で定めるもの）

第六条の十一の二

法第五条第二十項に規定する主務省令で定めるものは、障害者支援施設、のぞみの園（法第五条第一項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。）若しくは第一条若しくは第二条の三に規定する施設に入所している障

害者、精神科病院（法第五条第二十項に規定する精神科病院をいう。）に入院している精神障

害者、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十号）第三十八条第二項に規定する救護施設若

しくは同条第三項に規定する更生施設に入所し

ている障害者、刑事収容施設及び被収容者等の

処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）

第三条に規定する刑事施設、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施設（以下この条において「更生保護施設」という。）に収容されている障害者又は法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十五条に規定する保護觀察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十二条第三項若しくは第八十五条第三項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第六十二条第二項の救護若しくは同法第八十五条第一項の更生緊急保護として利用させられる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊している障害者とする。

（法第五条第二十項に規定する主務省令で定める便宜）

第六条の十二

法第五条第二十項に規定する主務省令で定める便宜は、住居の確保その他の地域

における生活に移行するための活動に関する相

談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活

介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支

援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿

泊支援その他の必要な支援とする。

（法第五条第二十項に規定する主務省令で定

める便宜）

第六条の十三

法第五条第二十項に規定する主務省令で定める状況

は、居宅において単身であ

る状況

（法第五条第二十項に規定する主務省令で定

める状況）

は、居宅において単身であ

る状況

号及び第三十四条の四十四第二号において同じ。)の受給の状況

四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援又は司法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況

五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをい、同条第二項に規定する訪問介護、同条第七項に規定する通所介護及び同条第九項に規定する短期入所生活介護に限る。)第十二条第七号及び第十七条第七号において同じ。)を利用する場合には、その利用の状況

六 当該申請に係る障害福祉サービスの具体的な内容

七 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 負担上限月額(令第十七条规定する負担上限月額をいう。以下この節において同じ)並びに療養介護に係る介護給付費又は特例介護給付費の支給決定の申請をしようとする障害者については、療養介護医療費に係る負務大臣が定める額(第二十一条において「負担上限月額等」と総称する。)の算定のために必要な事項に関する書類

二 当該申請を行う障害児又は障害児の保護者が現に支給決定を受けている場合には、当該支給決定に係る受給者証(法第二十二条第八条に規定する受給者証をいう。以下同じ。)

三 介護給付費 特例介護給付費、訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)又は特例訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)の支給決定に係る障害者にとっては、医師の診断書

2

三 支給決定障害者等(法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)は毎年、前項第一号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

四 法第二十条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第二十条第一項の申請に係る障害者等の介護を行う者の状況

二 当該障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(前条第一項第三号から第五号までに掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況

三 当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的な内容

四 法第二十条第一項に規定する主務省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等(以下「指定障害者支援施設等」という。)法第二十一条第一項の障害支援区分の認定を受けている支給決定障害者等が引き続き当該指定障害者支援施設等を利用する場合に必要となる障害支援区分の認定に限る。)

二 法第五十五条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者(以下「指定一般相談支援事業者」という。)又は指定特定相談支援事業者のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第三号に規定する事業を行うもの

三 介護保険法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人(法第二十条第三項に規定する主務省令で定める者)

四 法第二十条第三項に規定する主務省令で定める者は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

五 法第二十二条第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 支給決定障害者等の氏名、居住地及び生年月日

二 当該支給決定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名及び生年月日

三 交付の年月日及び受給者証番号

四 支給量(法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。第十六条及び第十九条第二項において同じ。)

五 支給決定の有効期間(法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。以下同じ。)

六 障害支援区分

七 負担上限月額に関する事項

八 その他必要な事項

例介護給付費、訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)又は特例訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)の支給決定を受けようとする障害者に係る医師の診断の結果とする。

(法第二十二条第四項の規定に基づき支給要

めで定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第二十二条第一項の申請に係る障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他心身の状況

二 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の利用の状況

三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況

四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援又は法第二十四条の二第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に定める者とする。

一 法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等(以下「指定障害者支援施設等」という。)法第二十一条第一項の障害支援区分の認定を受けている支給決定障害者等が引き続き当該指定障害者支援施設等を利用する場合に必要となる障害支援区分の認定に限る。)

二 法第五十五条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者(以下「指定一般相談支援事業者」という。)又は指定特定相談支援事業者のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第三号に規定する事業を行ふもの

三 介護保険法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人(法第二十条第三項に規定する主務省令で定める者)

四 法第二十条第三項に規定する主務省令で定める者は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

五 法第二十二条第七項に規定する主務省令で定めるサービス等利用計画案とする。

六 法第二十二条第七項に規定する主務省令で定めるサービス等利用計画案の提出先及び提出期限

(法第二十二条第五項に規定する主務省令で定める場合)

第七十二条の四 法第二十二条第五項に規定する主務省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

(法第二十二条第五項に規定する主務省令で定める場合)

第七十二条の五 法第二十二条第五項に規定する主務省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

(法第二十二条第七項に規定する主務省令で定める期間)

第七十二条の六 法第二十二条第七項に規定する主務省令で定める期間は、一月間とする。

(法第二十二条第八項に規定する主務省令で定める期間)

第七十二条の七 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス等(第三号から前号までに掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況

八 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

九 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

十 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

十一 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

十二 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

十三 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

十四 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

十五 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

十六 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

十七 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

十八 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

十九 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

二十 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

二十一 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

二十二 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

二十三 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

二十四 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

二十五 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

めるべきは、次の各号に掲げる事項を書面により法第二十二条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に對し通知するものとする。

一 法第二十二条第四項の規定に基づき支給要

めで定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第二十二条第一項の申請に係る障害者等の

障害支援区分又は障害の種類及び程度その他

心身の状況

二 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の

利用の状況

三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付

費等の受給の状況

四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援又は法第二十四条の二第一項に規定する主務省令で定める者とする。

一 法第二十二条第一項の申請に係る障害者等の

障害支援区分又は障害の種類及び程度その他

心身の状況

二 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の

利用の状況

三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付

費等の受給の状況

四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援又は法第二十四条の二第一項に規定する主務省令で定める者とする。

一 法第二十二条第一項の申請に係る障害者等の

障害支援区分又は障害の種類及び程度その他

心身の状況

二 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の

利用の状況

三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付

費等の受給の状況

四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援又は法第二十四条の二第一項に規定する主務省令で定める者とする。

一 法第二十二条第一項の申請に係る障害者等の

障害支援区分又は障害の種類及び程度その他

心身の状況

二 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の

利用の状況

三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付

費等の受給の状況

四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援又は法第二十四条の二第一項に規定する主務省令で定める者とする。

一 法第二十二条第一項の申請に係る障害者等の

障害支援区分又は障害の種類及び程度その他

心身の状況

三号)による精神障害者保健福祉手帳をいいう。以下同じ。)、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による在留カードをいう。以下同じ。)又は特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)による特別永住者証明書をいう。以下同じ。)又は特別永住者証明書を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)による特別永住者証明書をいう。以下同じ。)又は特別永住者証明書を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)による特別永住者証明書をいう。以下同じ。)

ロイに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他のこれに類する書類であつて、写真的表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該支給決定障害者等が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるものとし、被保険者証等(医療保険各法、健康保険法(昭和十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)以下「高齢者医療確保法」という)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)をいう。以下同じ。)による被保険者証(健保印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る)を含む。第三十八条第一項第一号を除き、以下同じ。)組合員証及び加入者証(組合員証及び加入者証については、被扶養者証を含む。以下同じ。)並びに介護保険法による被保険者証をいいう。以下同じ。)又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類

2 受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その受給者証を添えなければならない。
3 受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。
第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給
第二十五条 市町村は、法第二十九条第一項の規定に基づき、毎月、介護給付費又は訓練等給付費を支給するものとする。
(特定費用)
第二十六条 市町村は、法第二十九条第一項に規定する主務省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。
一 療養介護 次に掲げる費用
ロ その他療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
二 生活介護 次に掲げる費用
イ 食事の提供に要する費用
ロ 創作的活動に係る材料費
ハ 生産活動に係る材料費
本その他生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
二 日用品費
イ 食事の提供に要する費用
ロ 日用品費
ハ 日用品費
本その他生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
三 短期入所 次に掲げる費用
イ 食事の提供に要する費用
ロ 光熱水費
ハ 日用品費
ニ その他短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
八 就労移行支援又は就労継続支援 次に掲げる費用
イ 食事の提供に要する費用
ハ 生産活動に係る材料費
ニ その他就労移行支援又は就労継続支援における便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

二ハ 光熱水費
ホ その他共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
六
自立訓練(宿泊型自立訓練(自立訓練(生活訓練)のうち利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力向上するための支援を行うものをいう。以下同じ。)を除く。以下この号において同じ。)次に掲げる費用
イ 食事の提供に要する費用
ロ 日用品費
ハ その他他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
七
ハ その他他立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
八
ハ その他他宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
九
イ 食事の提供に要する費用
ロ 日用品費
ハ その他他宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
二
ハ その他就労移行支援又は就労継続支援における便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

ニ 他の就労移行支援又は就労継続支援における便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
二
ハ その他の就労移行支援又は就労継続支援における便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
三
イ 食事の提供に要する費用
ロ 日用品費
ハ 日用品費
ニ その他短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
四
イ 共同生活援助 次に掲げる費用
ロ 家賃
ハ 食材料費

明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
一 事業所の名称及び所在地	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	四 申請者の登記事項証明書又は条例等
三 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要	五 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要
四 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	六 利用者の推定数
五 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要	七 利用者の推定数
六 利用者の推定数	八 運営規程
九 利用者又はその家族からの苦情を解決するための講ずる措置の概要	九 利用者又はその家族からの苦情を解決するための講ずる措置の概要
十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十一 指定障害福祉サービス基準第九十九条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	十一 指定障害福祉サービス基準第九十九条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
十二 誓約書	十二 誓約書
十三 その他指定に関し必要と認める事項	十三 その他指定に関し必要と認める事項
十四 法第四十一条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。	十四 法第四十一条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
十五 現に受けている指定の有効期間満了日	十五 現に受けている指定の有効期間満了日
十六 前項の規定にかかるらず、都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。	十六 前項の規定にかかるらず、都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

五 五の十五第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の三に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第二号に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる規定に係る申請書に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させことができること。	一 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第五号若しくは第十八条の二十九第一項第五号又は介護保険法施行規則第百十九条第一項第五号、第一項第五号
六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第百十七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)	二 介護保険法施行規則第百三十二条の二第一項第六号又は第五号、第一項第五号、第一項第五号、第一項第五号、第一項第五号
七 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第百十七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)	三 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第七号、第一項第七号、第一項第七号
八 運営規程	四 介護保険法施行規則第百三十二条の八の二第一項第七号又は第一項第七号
九 利用者又はその家族からの苦情を解決するための講ずる措置の概要	五 介護保険法施行規則第百三十二条の八の二第一項第十号又は第一項第十号
十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	六 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第九号、第一項第九号
十一 指定障害福祉サービス基準第九十九条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	七 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十一号、第一項第十一号
十二 誓約書	八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
十三 その他指定に関し必要と認める事項	九 運営規程
十四 法第四十一条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。	十 利用者又はその家族からの苦情を解決するための講ずる措置の概要

第一項及び第二項本文の規定にかかるわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項第一項第五号若しくは第十八条の二十九第一項第一項第五号又は介護保険法施行規則第百十九条第一項第五号又は第十八条の二十九第一項第一項第五号	二 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第五号若しくは第十八条の二十九第一項第一項第五号又は介護保険法施行規則第百十九条第一項第五号
三 前項の規定にかかるわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。	三 前項の規定にかかるわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
四 第一項及び第二項本文の規定にかかるわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の第一項第四号又は	四 第一項第四号、第一項第五号、第一項第六号又は第一項第七号
五 事業所の種別(指定障害福祉サービス基準五百三十五条第一項に規定する併設事業所(次	五 事業所の種別(指定障害福祉サービス基準五百三十五条第一項に規定する併設事業所(次

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等
五 事業所の種別(指定障害福祉サービス基準五百三十五条第一項に規定する併設事業所(次	五 事業所の種別(指定障害福祉サービス基準五百三十五条第一項に規定する併設事業所(次
六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第百十七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)	六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第百十七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)
七 利用者の推定数	七 利用者の推定数
八 運営規程	八 運営規程
九 利用者又はその家族からの苦情を解決するための講ずる措置の概要	九 利用者又はその家族からの苦情を解決するための講ずる措置の概要
十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十一 指定障害福祉サービス基準第五号	十一 指定障害福祉サービス基準第五号
十二 誓約書	十二 誓約書
十三 その他指定に関し必要と認める事項	十三 その他指定に関し必要と認める事項
十四 法第四十一条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。	十四 法第四十一条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
十五 現に受けている指定の有効期間満了日	十五 現に受けている指定の有効期間満了日
十六 前項の規定にかかるわらず、都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。	十六 前項の規定にかかるわらず、都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第一項及び第二項本文の規定にかかるわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第三号に定める種類の居住サービスに係る指定居住サービス事業者の指定を受けている場合又は同法第一百五十五条の二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の六に定める種類の介護予防サービスに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に規定に掲げる事項に係る申請書又は書類の記載に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略することができる。

一 介護保険法施行規則第一百二十二条第一項第四号

二 介護保険法施行規則第一百二十二条第一項第十号

三 介護保険法施行規則第一百二十二条第一項第十二号

四 介護保険法施行規則第一百二十二条第一項第十二号又は第一百四十四条の十第一項第十号 第一項第十二号

五 都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第二項の規定に基づき第三十四条の二十六の五第二号に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法第一百五十五条の十二第二項の規定に基づき第三十四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの規定に係る申請書の記載又は書類の提出することにより行わせることができる。

一 介護保険法施行規則第一百三十二条の五第一項第四号、第三百三十三条の八の二第一項第四号又は第一百四十条の二十五第一項第四号 第一項第四号

三 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第五号 第一項第六号

四 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第八号又は第一百四十条の二十五第一項第七号 第一項第八号

五 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第一号 第百三十一条の八の二第一項第十一号又は第一百四十条の二十五第一項第九号 第一項第十号

六 第一項第十二号

7 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(重度障害者等包括支援に係る指定の申請等)

第三十四条の十二 法第三十六条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を

及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五 提供する障害福祉サービスの種類

六 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地

七 事業所の平面図

八 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 指定障害福祉サービス基準第百三十二条
第三項の医療機関との協力体制の概要

十三 誓約書

十四 その他指定に關し必要と認める事項

法第四十一条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

4 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービ

ビス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

第三十四条の十三 削除

(自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請等) 第三十四条の十四 法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名 生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 指定障害福祉サービス基準第百六十二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十二 誓約書

十三 その他指定に関し必要と認める事項

法第四十一条第一項の規定に基づき自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請

書又は書類（登記事項証明書を除く。）について は、都道府県知事が、インターネットを利用して 当該事項を閲覧することができる場合は、 この限りでない。
一 現に受けている指定の有効期間満了日
二 誓約書
三 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、 当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事 に提出している第一項第四号から第十一号まで に掲げる事項に変更がないときは、これらの事 項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略さ せることができる。
四 第二十四条の九第四項（指定居宅サービス事 業者に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、 自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サー ビス事業者の指定の申請に準用する。
五 都道府県知事は、法第四十一条第四項におい て準用する法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練 (機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業 者の指定の更新に係る申請があつたとき は、当該申請に係る事業者から法第七十六条 の三第一項の規定に基づく報告がされているこ とを確認するものとする。 (自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)
六 利用者の推定数
七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の 氏名、生年月日、住所及び経歴
八 運営規程
九 利用者又はその家族からの苦情を解決する ために講ずる措置の概要
十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の 体制及び勤務形態
十一 指定障害福祉サービス基準第百八十四条 において準用する指定障害福祉サービス基準 第九十五条の協力医療機関の名称及び診療科 名並びに当該協力医療機関との契約の内容
十二 誓約書
十三 その他指定に關し必要と認める事項
十四 その他の指定期間に係る事項
十五 事業所の平面図(各室の用途を明示するも のとする)及び設備の概要
十六 利用者の推定数
十七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の 氏名、生年月日、住所及び経歴
十八 運営規程
十九 利用者又はその家族からの苦情を解決する ために講ずる措置の概要
二十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の 体制及び勤務形態
二十一 指定障害福祉サービス基準第百九十七条 において準用する指定障害福祉サービス基準 第九十五条の協力医療機関の名称及び診療科 名並びに当該協力医療機関との契約の内容
二十二 誓約書
二十三 その他指定期間に係る事項

九 利用者又はその家族からの苦情を解決する ために講ずる措置の概要
十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の 体制及び勤務形態
十一 指定障害福祉サービス基準第百九十七条 において準用する指定障害福祉サービス基準 第九十五条の協力医療機関の名称及び診療科 名並びに当該協力医療機関との契約の内容
十二 誓約書
十三 その他指定に關し必要と認める事項
十四 その他の指定期間に係る事項
十五 事業所の平面図(各室の用途を明示するも のとする)及び設備の概要
十六 利用者の推定数
十七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の 氏名、生年月日、住所及び経歴
十八 運営規程
十九 利用者又はその家族からの苦情を解決する ために講ずる措置の概要
二十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の 体制及び勤務形態
二十一 指定障害福祉サービス基準第百九十七条 において準用する指定障害福祉サービス基準 第九十五条の協力医療機関の名称及び診療科 名並びに当該協力医療機関との契約の内容
二十二 誓約書
二十三 その他指定期間に係る事項

事に提出しなければならない。ただし、第四号 に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記 事項証明書を除く。）については、都道府県知 事が、インターネットを利用して当該事項を閲 覧することができる場合は、この限りでない。
一 事業所の名称及び所在地
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並 びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び 職名
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四 申請者の登記事項証明書又は条例等 のとする。）及び設備の概要
五 事業所の平面図(各室の用途を明示するも のとする)及び設備の概要
六 利用者の推定数
七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の 氏名、生年月日、住所及び経歴
八 運営規程
九 利用者又はその家族からの苦情を解決する ために講ずる措置の概要
十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の 体制及び勤務形態
十一 指定障害福祉サービス基準第百九十七条 において準用する指定障害福祉サービス基準 第九十五条の協力医療機関の名称及び診療科 名並びに当該協力医療機関との契約の内容
十二 誓約書
十三 その他指定に關し必要と認める事項

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

三 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都道府県知事が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

四 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき自立生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(共同生活援助に係る指定の申請等)

五 第三十四条の十九 法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

六 一 事業所の名称及び所在地
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

七 一 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
二 申請者の登記事項証明書又は条例等
三 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要
四 利用者の推定数

八 一 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
二 営運規程

九 一 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
二 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 一 指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十二に規定する受託居宅介護サービス事業の十二に規定する受託居宅介護サービス事業

者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地位する。
十二 指定障害福祉サービス基準第二百十二条の四第一項（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十一及び第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
十三 指定障害福祉サービス基準第二百十二条の二（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十一及び第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）の関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要
十四 誓約書
十五 その他指定に関し必要と認める事項
二 法第四十一条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
一 現に受けている指定の有効期間満了日
二 誓約書
三 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
四 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。
（法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス）
第三十四条の二十 法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス（第三十

四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。)は、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型とする。(法第三十六条第三項第六号の主務省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの)

一 申請者（株式会社である場合に限る。）の
議決権の過半数を所有している者

二 申請者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条规定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者

三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

法第三十六条第三項第七号の主務省令で定める申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者と、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者

二 申請者の事業の方針の決定に関する申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

法第三十六条第三項第七号の主務省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者

二 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者

三 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

法第三十六条第三項第七号の主務省令で定める申請者と、次に掲げる指定の申請者の親会社等が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

一 法第二十九条第一項、第五十一条の十四第一項又は第五十二条の十七第一項第一号の規定により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。

二 法第二十九条第一項、第五十一条の十四第一項又は第五十二条の十七第一項第一号の規定により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。

号、第九号及び第十二号に掲げる事項

五 重量障害者等包括支援 第三十四条の十二
第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第九号まで及び第十二号に掲げる事項

六 自立訓練（機能訓練） 第三十四条の十四
第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項

七 自立訓練（生活訓練） 第三十四条の十五
第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項

八 就労移行支援 第三十四条の十六第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関する事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第九号及び第十二号に掲げる事項

九 就労継続支援A型 第三十四条の十七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項

十 就労継続支援B型 第三十四条の十八第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項

十一 就労定着支援 第三十四条の十八の二第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号に掲げる事項

十二 自立生活援助 第三十四条の十九第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号に掲げる事項

十三 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

前項の届出であつて、同項第一号、第四号から第九号まで及び第十三号に掲げる障害福祉サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該障害福祉サービスに係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3 指定障害福祉サービス事業者は、休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害福祉サービ

4 事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県
ス 知事に届け出なければならない。
指定障害福祉社サービス事業者は、当該指定障

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に当該指定障害福祉サービスを受けてい
る者に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定障害福祉サービスを受け
いる者に対する措置

ロ 現に当該指定障害福祉サービスを受けて
いる者の氏名、連絡先、受給者証番号及び
引き続き当該指定障害福祉サービスに相当
するサービスの提供を希望する旨の申出の
有無

ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相
当するサービスの提供を希望する者に対
し、必要な障害福祉サービスを継続的に提
供する他の指定障害福祉サービス事業者の
名称

四 休止しようとする場合にあっては、休止の
予定期間

(指定障害者支援施設の指定の申請等)

第三十四条の二十四 法第三十八条第一項の規定
に基づき法第二十九条第一項に規定する指定障
害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」と
いう。)の指定を受けようとする者は、次に掲
げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申
請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県
知事に提出しなければならない。ただし、第四
号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登
記事項証明書を除く。)については、都道府県
知事が、インターネットを利用して当該事項を
閲覧することができる場合は、この限りでな
い。

一 施設の名称及び設置の場所

二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並
びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び
職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 設置者の登記事項証明書又は条例等
提供する法第五条第一項に規定する施設障
害福祉サービス(施設入所支援を除く。以下

この条、次条及び第六十八条の二において同じ。) の種類

八 利用者の推定数 明示するものとする)並びに設備の概要

七 施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

六 運営規程

五 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

四 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態(提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの従業者の勤務の体制及び勤務形態を明示するものとする。)

三 十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下この款において「指定障害者支援施設基準」という。)第四十六条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

二 十三 指定障害者支援施設基準第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称(就労移行支援を行う場合に限る。)

一 十四 誓約書

三十 五 その他指定に関し必要と認める事項

四 法第四十一条第一項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合、こ限りでない。

三 一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

一 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに

掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

4 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十八条第一項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る施設から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされてることを確認するものとする。

(法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第四項の主務省令で定める基準)

第三十四条の二十四の二 法第三十八条第三項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第四項の主務省令で定める基準は、法人であることとする。

2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。
(指定障害者支援施設の指定の変更の申請)

第三十四条の二十五 法第三十九条第一項の規定に基づき法第二十九条第一項の指定に係る施設障害福祉サービスの種類を変更するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、第三十四条の二十四第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る入所定員(生活介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)を増加するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、同項第一号、第二号、第六号、第七号及び第十一号に掲げる事項並びに入所定員を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等)

第三十四条の二十六 指定障害者支援施設の設置者は、第三十四条の二十四第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)第六号、第八号、第九号、第十二号及び第十三号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項

二 指定を受けている事業所及び施設の数が二十以上百未満の指定事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている事業所及び施設の数が二十以上の指定事業者等並びにのぞみの園の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣若しくはこども家庭庁長官及び厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市(地方自治法第二百五十二条の二十一第一項の中核市をいう。以下同じ。)の市長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

一 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程(前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限る。)

四 業務執行の状況の監査の方法の概要(前条第二号に掲げる者である場合に限る。)

五 指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。ただし、当該変更に係る事項が前項第一号に掲げる事項である場合において、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める事項又は第三十四条の二十六第一項第二号に掲げる事項について、当該指定事業者等(のぞみの園の設置者を除く。)から第三十四条の二十三第一項又は第三十四条の二十六第一項の届出を受けたことにより、前項第一号に掲げる事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、同号に掲げ

る事項に係る届出又は届出書の記載を要しないものとすることができる。

二 療養介護 第三十四条の八第一項第二号に掲げる事項

三 生活介護 第三十四条の九第一項第一号に掲げる事項

四 短期入所 第三十四条の十一第一項第二号に掲げる事項

五 重度障害者等包括支援 第三十四条の十二第一項第二号に掲げる事項

六 自立訓練(機能訓練) 第三十四条の十四第一項第二号に掲げる事項

七 自立訓練(生活訓練) 第三十四条の十五第一項第二号に掲げる事項

八 就労移行支援 第三十四条の十六第一項第二号に掲げる事項

九 就労継続支援A型 第三十四条の十七第一項第二号に掲げる事項

十 就労継続支援B型 第三十四条の十八第一項第二号に掲げる事項

十一 就労定着支援 第三十四条の十八の二第一項第二号に掲げる事項

十二 自立生活援助 第三十四条の十八の三第一項第二号に掲げる事項

十三 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

十四 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

十五 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

十六 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

十七 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

十八 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

十九 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

二十 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

二十一 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

二十二 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

二十三 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

二十四 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

二十五 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

二十六 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

二十七 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

(法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反した場合におけるこども家庭庁長官、厚生労働大臣若しくはこども家庭庁長官及び厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長による通知)

一 居宅介護 重度訪問介護、同行援護又は行動援助 第三十四条の七第一項第二号に掲げる事項

二 療養介護 第三十四条の八第一項第二号に掲げる事項

三 生活介護 第三十四条の九第一項第一号に掲げる事項

四 短期入所 第三十四条の十一第一項第二号に掲げる事項

五 重度障害者等包括支援 第三十四条の十二第一項第二号に掲げる事項

六 就労移行支援 第三十四条の十六第一項第二号に掲げる事項

七 就労継続支援A型 第三十四条の十七第一項第二号に掲げる事項

八 就労継続支援B型 第三十四条の十八第一項第二号に掲げる事項

九 就労定着支援 第三十四条の十八の二第一項第二号に掲げる事項

十 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

十一 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

十二 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

十三 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

十四 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

十五 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

十六 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

十七 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

十八 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

十九 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

二十 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

二十一 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

二十二 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

二十三 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

二十四 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

二十五 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

二十六 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項

一 当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的な内容

二 介護保険法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人

三 支援事業者のうち当該市町村から委託を受けた法第七十七条第一項第三号に規定する事業者

四 指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者のうち当該市町村から委託を受けた法第七十七条第一項第三号に規定する事業者

五 第二十条第三項に規定する主務省令で定めるもの

六 第二十二条第二項において準用する法第二十条第二項に規定する主務省令で定める者

七 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

八 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

九 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

十 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

十一 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

十二 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

十三 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

十四 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

十五 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

十六 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

十七 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

十八 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

十九 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

二十 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

二十一 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

二十二 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

二十三 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

二十四 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

二十五 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

二十六 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

二十七 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

二十八 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

二十九 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

三十 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

三十一 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

三十二 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

三十三 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

三十四 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

三十五 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

三十六 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

三十七 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

三十八 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

三十九 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

四十 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

四十一 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

四十二 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

四十三 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

四十四 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

四十五 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

四十六 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

四十七 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

四十八 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

四十九 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

五十 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

五一 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

五二 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

五三 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

五四 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

五六 第二十二条第二項に規定する主務省令で定める者

となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

(サービス等利用計画案の提出を求める場合の手続)

第三十四条の三十七 市町村は、法第五十一条の七第四項の規定に基づき、

七第四項の規定に基づきサービス等利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第五十一条の六第一項の申請に係る障害者に対し通知するものとする。

一 法第五十一条の七第四項の規定に基づき、給付要否決定を行うに当たつて当該サービス等利用計画案を提出する必要がある旨

二 当該サービス等利用計画案の提出先及び提出期限

(法第五十一条の七第五項に規定する主務省令で定める場合)

三 地域相談支援受給者証の提出を求める場合の手続

(法第五十一条の七第五項に規定する主務省令で定める場合)

四 地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地及び生年月日

(法第五十一条の七第八項に規定する主務省令で定める事項)

五 その他の必要な事項

(法第五十一条の七第八項に規定する主務省令で定める事項)

六 地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地及び生年月日

(法第五十一条の七第八項に規定する主務省令で定める事項)

七 その他の必要な事項

(法第五十一条の七第八項に規定する主務省令で定める事項)

八 地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地及び生年月日

(法第五十一条の七第八項に規定する主務省令で定める事項)

九 地域相談支援給付決定の変更の決定により地域相談支援受給者証の提出を求める場合の手続

(法第五十一条の九第二項の規定により地域相談支援受給付決定の変更の決定を行ったときは、次の各号に規定する事項を書面により地域相談支援受給付決定の変更の決定を行つた旨)

一 地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地及び生年月日

(法第五十一条の九第二項の規定により地域相談支援受給付決定の変更の決定を行つた旨)

二 交付の年月日及び地域相談支援受給者証番号

五 その他必要な事項
(法第五十一条の八に規定する主務省令で定めれる期間)
第三十四条の四十二 法第五十一条の人に関する主務省令で定める期間は、地域相談支援給付決定を行つた日から当該人が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる地域相談支援の種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。
一 地域移行支援 一月間から六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間
二 地域定着支援 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間
三 地域相談支援給付決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号の期間を地域相談支援給付決定の有効期間とする。

2	地域相談支援給付決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号の期間を地域相談支援給付決定の有効期間とする。
(法第五十一条の九第一項に規定する主務省令で定める事項)	
第三十四条の四十三 法第五十一条の九第一項に規定する主務省令で定める事項は、地域相談支援給付量とする。	
(法第五十一条の九第一項に規定する主務省令で定める事項)	
2	

2	第十条の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第二十条第三項の調査について準用する。この場合において、第八条第一号中「第二十条第一項」とあるのは、「第五十一条の九第一項」と読み替えるものとする。
第三十四条の四十四 法第五十一条の九第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定の変更の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。	
一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先	
二 当該申請に係る障害者に関する地域相談支援給付費等の受給の状況	
三 当該申請に係る地域相談支援の具体的な内容	
四 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由	
五 その他必要な事項	

2	前項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
三 地域相談支援受給者証の提出先及び提出期限	
第三十四条の四十六 第八条及び第九条の規定は、法第五十一条の九第三項において準用する法第二十二条第二項の調査について準用する。この場合において、第八条第一号中「第二十条第一項」と読み替えるものとする。	
2	

2	前項の地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。
(地域相談支援受給者証の再交付の申請)	
2	

2	前項の地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。
(地域相談支援受給者証の再交付の申請)	
2	

2	前項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
三 その他必要な事項	
2	

2	前項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
三 その他必要な事項	
2	

ロイに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他のこれに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該地域相談支援給付決定障害者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの

ハ 被保険者証等、児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類

ハ 地域相談支援受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その地域相談支援受給者証を添えなければならない。

3 地域相談支援受給者証の再交付を受けた後、失った地域相談支援受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

第二款 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

第三十四条の五十 市町村は、法第五十一条の十四第一項の規定に基づき、毎月、地域相談支援給付費を支給するものとする。

(地域相談支援受給者証の提示)

第三十四条の五十二 地域相談支援給付決定障害者は、法第五十一条の十四第二項の規定に基づき、指定地域相談支援を受けるに当たつては、その都度、指定一般相談支援事業者に対して地域相談支援受給者証を提示しなければならない。(特例地域相談支援給付費の支給の申請)

第三十四条の五十三 特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする地域相談支援給付決定障害者は、法第五十一条の十五第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う地域相談支援受給者証番号を、市町村に提出する。

二 支給を受けようとする特例地域相談支援給付費の額

2 前項の規定により計画相談支援給付費の支給を行わないこととした申請書を市町村に提出しなければならない。

(計画相談支援給付費の支給の申請)

第三十四条の五十四 法第五十一条の十七第一項の規定に基づき、計画相談支援給付費の支給を行わないこととした申請書を市町村に提出しなければならない。

(計画相談支援給付費の支給の申請)

第三十四条の五十五 市町村は、次の各号に掲げない場合には、計画相談支援給付費の支給を行わぬことを認めるとき。

一 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

二 前項の規定により計画相談支援給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該計画相談支援給付費の額

2 前項の規定により計画相談支援給付費の支給を行わないこととした申請書を市町村に提出しなければならない。

(計画相談支援給付費の支給の申請)

第三十四条の五十六 市町村は、法第五十一条の十七第一項の規定に基づき、毎月、計画相談支援給付費を支給するものとする。

(計画相談支援給付費の支給)

第三十四条の五十七 法第五十一条の十九第一項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者の指定

(指定一般相談支援事業者の指定の申請)

第三十四条の五十八 指定一般相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号(当該

指定に係る事業に關するものに限る)及び第五号から第七号までに掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただ

し、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く)について

八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 法第五十一条の十九第二項において準用する法第三十六条第三項各号(同項第四号、第十号及び第十三号を除く)に該当しないことを誓約する書面(以下この条において「誓約書」という)。

十一 その他指定に関し必要と認める事項

二 二 当該申請に係る計画相談支援対象障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

三 受給者証又は地域相談支援受給者証の提出先及び提出期限

四 前項の計画相談支援対象障害者等の受給者証又は地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかるわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

五 市町村は、第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を行わないこととした場合に、受給者証又は地域相談支援受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

(計画相談支援給付費の支給)

第三十四条の五十九 指定一般相談支援事業者は、前項の規定に基づき、当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

三 前項の規定にかかるわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに

掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 当該申請に係る事業の開始の予定期限月日

四 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 運営規程

八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

(法第五十一条の十九第二項において準用する
法第三十六条第七項の規定による意見の申出の
方法)

第三十四条の六十の三 市町村長は、法第五十一 条の十九第二項において準用する法第三十六条 第七項の規定により、法第五十一条の十四第一 項の指定一般相談支援事業者の指定又はその更 新に關し、市町村障害福祉計画との調整を図る 見地からの意見を申し出ようとするときは、次 に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に 提出しなければならない。

一 都道府県知事が法第五十一条の十四第一項
の指定一般相談支援事業者の指定又はその更
新を行うに當たつて条件を付することを求め
る旨及びその理由

二 その他必要な事項

第四款 業務管理体制の整備等

(法第五十一条の三十一第一項の主務省令で定
める基準)

第三十四条の六十一 法第五十一条の三十一第一 項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げ る者の区分に応じ、当該各号に定めるところに よる。

一 指定を受けている事業所の数が一以上二十
未満の指定相談支援事業者(法第五十一条の
二十二第一項に規定する指定相談支援事業者
をいう。以下同じ) 法令遵守責任者の選任
をすること。

二 指定を受けている事業所の数が二十以上百
未満の指定相談支援事業者 法令遵守責任者
の選任をすること及び業務が法令に適合する
ことを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている事業所の数が百以上の指
定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任を
すること、業務が法令に適合することを確保
するための規程を整備すること及び業務執行
の状況の監査を定期的に行うこと。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第三十四条の六十二 指定相談支援事業者は、法 第五十一条の三十一第一項の規定による業務管 理体制の整備について、遅延なく、次に掲げる 事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲 げる区分に応じ、厚生労働大臣若しくはこども 家庭庁長官及び厚生労働大臣、都道府県知事、 指定都市若しくは中核市の市長又は市町村長 (以下この条において「厚生労働大臣等」とい う。)に届け出なければならない。

一 事業者の名称、主たる事務所の所在地並び
にその代表者の氏名 生年月日、住所及び
職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
の規程の概要(指定を受けている事業所の数
が二十以上の指定相談支援事業者である場合
に限る。)

四 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定
を受けている事業所の数が百以上の指定相談
支援事業者である場合に限る。)

五 指定相談支援事業者は、前項の規定により届
け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、
当該変更に係る事項について、法第五十一条の
三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労
働大臣等に届け出なければならない。ただし、市
當該変更に係る事項が前項第一号に掲げる事項
である場合において、都道府県知事、指定都市
若しくは中核市の市長又は市町村長が、当該指
定相談支援事業者から第三十四条の五十八第一
項又は第三十四条の六十第一項の届出を受けた
ことにより、前項第一号に掲げる事項の確認に
支障がないと認めるときは、同号に掲げる事項
に係る届出又は届出書の記載を要しないものと
することができる。

三 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十
二第一項に規定する指定相談支援事業者
をいう。以下同じ) 法令遵守責任者の選任
をすること。

四 指定を受けている事業所の数が二十以上百
未満の指定相談支援事業者 法令遵守責任者
の選任をすること及び業務が法令に適合する
ことを確保するための規程を整備すること。

五 指定を受けている事業所の数が百以上の指
定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任を
すること、業務が法令に適合することを確保
するための規程を整備すること及び業務執行
の状況の監査を定期的に行うこと。

（法第五十一条の三十三第三項の規定による命
令に違反した場合におけるこども家庭庁長官、
所在地及び連絡先の基準に該当していることそ
の他所得の状況に関する事項）

厚生労働大臣若しくはこども家庭庁長官及び厚
生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しく
は中核市の市長による通知)

第三十四条の六十四 こども家庭庁長官、厚生労働
大臣若しくはこども家庭庁長官及び厚生労働大
臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核
市の市長は、指定相談支援事業者が法第五十一
条の三十三第三項の規定による命令に違反した
ときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指
定を行つた都道府県知事又は市町村長に通知し
なければならない。

第四節 自立支援医療費、療養介護医療
費及び基準該当療養介護医療費の支給
(支給認定の申請等)

第三十五条 法第五十三条第一項の規定に基づき
支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給
認定をいう。以下同じ。)の申請をしようとする
障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲
げる事項を記載した申請書を、市町村(精神通
院医療(令第二一条の二第三号に規定する精神通
院医療をいう。以下同じ。)に係る自立支援医
療費の支給に關しては、都道府県とする。以下
「市町村等」という。)に提出しなければならな
い。

一 当該申請に係る障害者等の氏名、居住地、
生年月日、個人番号及び連絡先

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場
合においては、当該障害児の保護者の氏名、
居住地、個人番号、連絡先及び当該障害児と
の親

三 当該申請に係る障害者等の医療保険各法に
よる被保険者証、組合員証又は加入者証に記
載されている記号、番号及び保険者名称

五 支給認定基準世帯員(令第二十九条第一項
に規定する支給認定基準世帯員をいう。以下
同じ。)の氏名及び個人番号

六 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手
帳を持している当該申請に係る障害者等に
あつては、その番号

七 当該申請に係る障害者等が自立支援医療を
受けける指定自立支援医療機関(法第五十四条
第二項に規定する指定自立支援医療機関をい
う。以下同じ。)として希望するものの名称、
八 令第二十九条第一項の基準に該当している
ことその他の状況に関する事項

九 高額治療継続者(令第三十五条第一号に規
定する高額治療継続者をいう。以下同じ。)
に該当するか別

十 精神通院医療に係る支給認定の有
効期間(法第五十五条に規定する支給認定の
有効期間をいう。以下同じ。)満了後に引き
続き当該精神通院医療に係る自立支援医療費
の支給を受けるための支給認定の申請(以下
この条において「継続申請」という。)をし
ようとする場合にあつては、当該支給認定に
係る障害者等の病状の変化及び治療方針の変
更の有無並びに直近の支給認定に係る申請書
への診断書の添付の有無

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を
添付しなければならない。ただし、市町村等
は、当該書類により証明すべき事実を公簿等に
によつて確認することができるときは、当該書類
を省略せざることができる。

一 医師の意見書又は診断書

二 前項第八号及び第九号の事項を証する書類
その他負担上限月額(令第三十五条に規定す
る負担上限月額をいう。第四十一条第六号、
第四十四条第二号、第四十六条、第五十三
条、第五十五条及び第五十六条において同
じ。)の算定のために必要な事項に関する書
類

三 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者
が現に支給認定を受けている場合には、当該
支給認定に係る医療受給者証(法第五十四条
第三項に規定する医療受給者証をいう。以下
同じ。)

四 精神通院医療に係る第一項の申請は、同項の
障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村
(当該障害者又は障害児の保護者が居住地を有
しないか、又はその居住地が明らかでないとき
は、その障害者又は障害児の保護者の現在地の
市町村)を経由して行うものとする。

五 第二項の規定にかかるものとする。
第六項の規定にかかるものとする。

六 保護者が連續申請をしようとする場合におい
て、当該申請に係る障害者等に病状の変化及び
治療方針の変化がないときであつて、直近の支
給認定に係る申請において第二項第一号に掲
げる医師の診断書(高額治療継続者に該当する者
にあつては、第二項第一号に掲げる医師の診断
書及び同項第二号に掲げる第一項第九号の事項
を証する書類)を添付しているときは、これを

添付することを要しないものとする。ただし、都道府県知事が必要があると認めるときは、当該継続申請をしようとする障害者又は障害児の保護者に対して、第二項第一号に掲げる診断書及び同項第二号に掲げる第一項第九号の事項を証する書類の提出を求めることができる。

(法第五十四条第一項本文に規定する主務省令で定める自立支援医療の種類)

（法第五十四条第一項本文に規定する主務省令で定める自立支援医療の種類は、次の各号に掲げるものとする。）

一 育成医療（令第一条の二第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）

二 更生医療（令第一条の二第二号に規定する更生医療をいう。以下同じ。）

三 精神通院医療

（法第五十四条第一項ただし書に規定する主務省令で定める種類の医療）

第三十八条 令第二十九条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる支給認定に係る障害者等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、支給認定に係る障害児の保護者が後期高齢者医療の被保険者である場合（第二号に掲げる場合に限る。）は、当該障害児の保護者及び当該支給認定に係る障害児の加入している国民健康保険の被保険者（当該支給認定に係る障害児以外の者であつて、かつ当該支給認定に係る障害児と同一の世帯に属するものに限る。）とする。

一 支給認定に係る障害者等の加入している医療保険が国民健康保険及び後期高齢者医療以外である場合 当該支給認定に係る障害者等による加入している医療保険各法（国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。）の規定による被保険者（当該支給認定に係る障害者等以外の者であつて、かつ、健康保険法の規定による被保険者（同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。）、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第一百一十六条の規定に基づき

二 支給認定に係る障害者等の加入している医療保険が国民健康保険である場合 当該支給認定に係る障害者等と同一の世帯に属する者に限る。) に健康保険印紙をはり付けるべき余白がないに至るまでの間にある者をいう。)

二 支給認定に係る障害者等の加入している医療保険が国民健康保険である場合 当該支給認定に係る障害者等の加入している後期高齢者保険の被保険者(当該支給認定に係る障害者等以外の者であつて、かつ、当該支給認定に係る障害者等と同一の世帯に属する者に限る。)

三 支給認定に係る障害者の加入している医療保険が後期高齢者医療である場合 当該支給認定に係る障害者等の加入している後期高齢者医療の被保険者(当該支給認定に係る障害者等以外の者であつて、かつ、当該支給認定に係る障害者等と同一の世帯に属する者に限る。)

(支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法)

第三十八条の二 令第二十九条第一項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の規定を準用する。この場合において、同条第三項に係る障害者等の加入している後期高齢者医療の被保険者(当該支給認定に係る障害者等以外の者であつて、かつ、当該支給認定に係る障害者等と同一の世帯に属する者に限る世帯員)と読み替えるものとする。

第三十九条 令第二十九条第一項の合算した額の算定については、次の各号に掲げる支給認定に係る障害者等との区分に応じ、当該各号に定める額を合算するものとする。

一 支給認定に係る障害者等が医療保険各法(国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。)の規定による被保険者である場合又は被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。)である場合 当該支給認定に係る障害者等の地方税法の規定による市町村民税(令第十七条第二号イに規定する市町村民税をいう。以下この条において同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(令第十七条第二号イに規定する所得割をいう。以下この条において同じ。)の額

二 第三十八条ただし書に該当する場合又は同一条第二号若しくは第三号に掲げる場合 当該支給認定に係る障害者等の市町村民税の所得割の額及び当該支給認定に係る障害者等に関する支給認定基準世帯員の市町村民税の所得割の額

（指定自立支援医療機関の選定）

第四十条 市町村等は、法第五十四条第二項の規定に基づき、支給認定に係る障害者等が受けることを希望する自立支援医療の種類に係る同項の指定を受けている指定自立支援医療機関の中から、当該支給認定に係る第三十五条第一項の申請における同項第七号の事項に係る記載を参考として、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けることが相当と認められるものを、当該支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療（法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）を受ける指定自立支援医療機関として定めるものとする。

（法第五十四条第三項に規定する主務省令で定める事項）

第四十一条 法第五十四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 支給認定に係る障害者等の氏名、居住地及び生年月日
- 二 支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地及び当該障害児との続柄
- 三 交付の年月日及び受給者番号
- 四 支給認定に係る障害者等が受ける指定自立支援医療の種類
- 五 支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関の名称、所在地及び連絡先
- 六 負担上限月額に関する事項
- 七 支給認定の有効期間
- 八 支給認定に係る障害者等が受ける指定自立支援医療が育成医療及び更生医療である場合においては、医療の具体的の方針
- 九 当該支給認定に係る申請書への診断書の添付の有無（精神通院医療に限る。）
- 十 その他必要な事項

（令第三十条に基づく医療受給者証の交付）

第四十二条 精神通院医療に係る医療受給者証の交付は、令第三十条の規定に基づき、第三十五条第一項の申請の際に経由した市町村を経由して行うことができる。

（法第五十五条に規定する主務省令で定める期間）

第四十三条 法第五十五条に規定する主務省令で定める期間は、一年以内であって、支給認定に

(法第五十六条第一項に規定する主務省令で定める事項)

第四十四条 法第五十六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第五十四条第二項の規定に基づき定められた指定自立支援医療機関
- 二 負担上限月額及び負担上限月額に関する事項

三 支給認定の有効期間（第四十一条第八号に掲げる医療の具体的方針に変更を伴わない場合に限る。）

四 第四十一条第八号に掲げる医療の具体的方針

(支給認定の変更の申請)

第四十五条 法第五十六条第一項の規定に基づき支給認定の変更を申請しようとする支給認定障害者等（法第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて市町村等に提出しなければならない。

- 一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
- 二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該障害児との続柄

三 前条各号に掲げる事項のうち変更の必要が生じたもの

四 その他必要な事項

2 前項の申請書には、同項第三号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村等は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 精神通院医療に係る第一項の申請については、第三十五条第三項の規定を準用する。

(令第三十二条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項)

第四十六条 令第三十一条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、第三十五条第一項各号（第三号及び第七号を除く。）に掲げる事項及び負担上限月額の算定のために必要な事項とする。

則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。)のうち障害共済年金及び移行農林年金(同条第六項に規定する移行農林年金をいう。)のうち障害年金並びに特例年金給付(同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。)のうち障害を支給事由とするもの。

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)に基づく特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく障害補償給付、複数事業労働者障害給付及び障害給付

十 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第一百九十一号)。他の法律において準用する場合を含む。)に基づく障害補償

十一 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百二十一号)に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの。

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十一条第一項の規定による福祉手当。

(令第三十五条第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者)

第五十五条 令第二十五条第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、同条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(令第三十五条第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者)

第五十六条 令第二十五条第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第五号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の申請)

第五十七条 法第五十九条第一項の規定に基づき病院又は診療所の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 病院又は診療所の名称及び所在地
二 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称
三 保険医療機関(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。)のうち障害年金給付(同法第八条の二第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。)である旨
四 標ぼうしている診療科名(担当しようとする自立支援医療の種類に關係があるものに限る。)
五 指定自立支援医療の種類
六 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名、生年月日、住所及び経歴
七 指定自立支援医療(育成医療又は更生医療に限る。)を行うために必要な設備の概要
八 診療所(育成医療又は更生医療を行うものに限る。)にあつては、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員
九 法第五十九条第三項において準用する法律第三十六条第三項各号(同項第一号から第三号まで及び第七号を除く。)に該当しないことを誓約する書面(以下この条において「誓約書」という。)
十 その他必要な事項

一 薬局の名称及び所在地
二 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称
三 保険薬局(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。第五十九条において同じ。)である旨
四 調剤のために必要な設備及び施設の概要
五 担当しようとする自立支援医療の種類
六 誓約書
七 その他必要な事項

(法第五十九条第二項第一号に規定する主務省令で定める事業所又は施設)

第五十八条 法第五十九条第二項第一号に規定する主務省令で定める指定居宅サービス(介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。)のうち障害者医療確保法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。)又は訪問看護に係る指定訪問看護を(同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。)に従事する職員の定数

五 指定訪問看護事業者等である旨
六 指定訪問看護事業者等である旨
七 その他必要な事項

(法第五十九条第二項第一号に規定する主務省令で定める事業所又は施設)

第五十九条 法第六十条第二項において読み替え(主務省令で定める指定自立支援医療機関)にて準用する健康保険法第六十八条第二項の主務省令で定める指定自立支援医療機関は、保険医(健康保険法第六十四条に規定する保険医をいう。)である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師(健康保険法第六十四条に規定する保険薬剤師をいう。)である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

第六十条 指定自立支援医療機関は、指定自立支援医療を提供するに当たつては、支給認定に係りた日常生活又は社会生活を営むために良質かつ適切な医療をこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるところにより提供しなければならない。

(良質かつ適切な医療の提供)

第六十一条 法第六十四条に規定する主務省令で定める事項は、指定自立支援医療機関が病院又は診療所であるときは第五十七条第一項各号(第一号、第五号及び第九号を除く。)に掲げる事項とし、指定訪問看護事業者等であるときは同条第二項各号(第一号、第五号及び第六号を除く。)に掲げる事項とし、指定訪問看護事業者等であるときは同条第三項各号(第一号、第五号及び第六号を除く。)に掲げる事項とする。

(変更の届出)

第六十二条 指定自立支援医療機関の開設者等(法第五十九条第一項の規定に基づき指定を受けた病院若しくは診療所若しくは薬局の開設者又は指定訪問看護事業者等をいう。次条及び第六十四条において同じ。)は、前条の事項に変更があつたときは、法第六十四条の規定に基づき、変更のあつた事項及びその年月日を、速やかに当該指定自立支援医療機関の所在地(当該指定自立支援医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、当該指定に係る訪問看護ステーション等の所在地をいう。以下同じ。)の都道府県知事に届け出なければならない。

(届出)

第六十三条 指定自立支援医療機関の開設者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

一 当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき。

二 医療法第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、介護保険法第七十七条第一項、医薬品、医療機器等の

される診療報酬の審査に関する組織、高齢者医療確保法に定める後期高齢者医療診療報酬審査委員会又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

法第七十三条第四項に規定する主務省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

(法第七十四条第二項に規定する主務省令で定める機関)

第六十五条の二 法第七十四条第二項に規定する主務省令で定める機関は、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所及び児童相談所とする。

第五節 换装具費の支給

(令第四十三条の二第二項に規定する額の算定方法)

第六十五条の三 令第四十三条の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「法第七十六条第一項の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員(障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。)」と読み替えるものとする。

(令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者)

第六十五条の四 令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、同条第一号に定める額を負担上限月額(同条に規定する政令で定める額をいう。以下この節において同じ。)としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

削除

(補装具費の支給の申請)

第六十五条の五及び第六十五条の六

法第七十六条第一項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者は障害児の保護者は、補装具の購入等(法第七十六条第一項に規定する購入等をい。以下同じ。)を行おうとするときは、市町村に対し、あらかじめ、第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書及び第六号から第八号まで

に掲げる添付書類を提出し、補装具の購入等が完了した後に第九号及び第十号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によつて確認することができるときは、当該添付書類を、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によるべき事項を公簿等によつて確認することができるときは、当該添付書類を、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によつて当該申請に係る障害者等が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略することができる。

第六十五条の二 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

第六十五条の八 市町村は、補装具費の支給に当たつて必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所及び次条に定める機関(次項において「身体障害者更生相談所等」という。)の意見を聴くことができる。

終

第六十五条の九 法第七十六条第三項に規定する主務省令で定める機関は、指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)及び保健所とする。

第六十六条 高額障害福祉サービス等給付費の支給

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等(令第四十三条の四第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。)及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者は、当該申請に係る障害者が同一の月に受けたサービスに係る令第四十三条の五第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに当該購入等をした補装具に係る同項第二号に掲げる額を合算した額

一 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合

二 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

三 换装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

(身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

第六十五条の八 市町村は、補装具費の支給に当たつて必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第六条の二の二第一項に規定する通所給付決定保護者をいう。又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。)で、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具の購入等をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。)、入所受給者証番号(同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。)又は介護保険法による被保険者証番号(介護保険法施行規則第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。第三項第一号において同じ。)前項の申請書には、同項第二号及び第三号に規定する通所受給者証番号を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すれば、市町村は、当該書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すれば、市町村は、当該書類を添付しなければならない。

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等(令第四十三条の四第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。)及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先、受給者証番号及び被保険者証番号

二 当該申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類等

三 前項の規定にかかるらず、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入等が完了した後に同項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書並びに同項第六号及び第七号に掲げる添付書類を提出することができる。

(法第七十六条第一項に規定する主務省令で定める場合)

第六十五条の七の二 法第七十六条第一項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合

一 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合

二 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

三 换装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

(身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

第六十五条の八 市町村は、補装具費の支給に当たつて必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第六条の二の二第一項に規定する通所給付決定保護者をいう。又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。)で、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具の購入等をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。)、入所受給者証番号(同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。)又は介護保険法による被保険者証番号(介護保険法施行規則第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。第三項第一号において同じ。)前項の申請書には、同項第二号及び第三号に規定する通所受給者証番号を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すれば、市町村は、当該書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すれば、市町村は、当該書類を添付しなければならない。

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等(令第四十三条の四第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。)及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先、受給者証番号及び被保険者証番号

二 当該申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類等

三 前項の規定にかかるらず、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入等が完了した後に同項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書並びに同項第六号及び第七号に掲げる添付書類を提出することができる。

(法第七十六条第一項に規定する主務省令で定める場合)

第六十五条の七の二 法第七十六条第一項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合

一 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合

二 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

三 换装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

(身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

第六十五条の八 市町村は、補装具費の支給に当たつて必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第六条の二の二第一項に規定する通所給付決定保護者をいう。又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。)で、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具の購入等をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。)、入所受給者証番号(同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。)又は介護保険法による被保険者証番号(介護保険法施行規則第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。第三項第一号において同じ。)前項の申請書には、同項第二号及び第三号に規定する通所受給者証番号を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すれば、市町村は、当該書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すれば、市町村は、当該書類を添付しなければならない。

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等(令第四十三条の四第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。)及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先、受給者証番号及び被保険者証番号

二 当該申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類等

三 前項の規定にかかるらず、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入等が完了した後に同項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書並びに同項第六号及び第七号に掲げる添付書類を提出することができる。

(法第七十六条第一項に規定する主務省令で定める場合)

第六十五条の七の二 法第七十六条第一項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合

一 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合

二 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

三 换装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

(身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

第六十五条の八 市町村は、補装具費の支給に当たつて必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第六条の二の二第一項に規定する通所給付決定保護者をいう。又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。)で、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具の購入等をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。)、入所受給者証番号(同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。)又は介護保険法による被保険者証番号(介護保険法施行規則第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。第三項第一号において同じ。)前項の申請書には、同項第二号及び第三号に規定する通所受給者証番号を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すれば、市町村は、当該書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すれば、市町村は、当該書類を添付しなければならない。

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等(令第四十三条の四第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。)及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先、受給者証番号及び被保険者証番号

二 当該申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類等

三 前項の規定にかかるらず、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入等が完了した後に同項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書並びに同項第六号及び第七号に掲げる添付書類を提出することができる。

(法第七十六条第一項に規定する主務省令で定める場合)

第六十五条の七の二 法第七十六条第一項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合

(法第七十七条の二第三項に規定する主務省令で定める者)

第六十五条の十四の三 法第七十七条の二第三項に規定する主務省令で定める者は、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者とする。

(基幹相談支援センターの設置の届出)

第六十五条の十四の四 法第七十七条の二第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）の名称及び所在地

二 法第七十七条の二第三項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、同条第四項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 基幹相談支援センターの平面図

四 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

五 基幹相談支援センターの平面上の氏名及び員数

六 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 営業日及び営業時間

八 担当する区域

九 その他必要と認める事項

2 受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市町村長に提出しなければならない。

(都道府県の地域生活支援事業)

第六十五条の十四の五 都道府県は、法第七十八条第一項の規定による事業において特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行うに当たっては、当該養成及び派遣については少なくとも手話、要約筆記、触手話及び指点字に係るもの、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うものと

(法第七十八条第一項に規定する主務省令で定める事業)

第六十五条の十五 法第七十八条第一項に規定する主務省令で定める事業は、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する施設）

成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なものとする。

第四章 事業及び施設

(障害福祉サービス事業等に関する届出)

第六十六条 法第七十九条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

第六十六条の二 法第八十三条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 施設の名称及び所在地

二 施設障害福祉サービスの種類及び内容

三 施設の規模及び構造並びにその図面及び設備の概要

四 事業内容及び運営の方法

一 事業の種類（障害福祉サービス事業を行おうとする者にあっては、障害福祉サービスの種類を含む。）及び内容

二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

三 条例、定款その他の基本約款

四 職員の定数及び職務の内容

五 主な職員の氏名及び経歴

六 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）

七 管理、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る）、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）、地域活動支援センターを経営する事業又は福祉ホームページを経営する事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設の名称、種類（短期入所を行おうとする場合に限る）、所在地及び利用定員

八 事業開始の予定年月日

九 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置

第五章 障害福祉計画

(障害福祉計画の作成等のための調査及び分析等)

第六十七条 法第七十九条第三項に規定する主務省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項とする。

第六十八条 法第七十九条第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 施設の建物及び設備の処分

第六十八条の三の二 法第八十九条の二の二第一項第一号の主務省令で定める事項は、自立支援給付に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は障害支援区分別の状況に関する事項及びこれらに準ずる事項とする。

二 法第八十九条の二の二第一号の主務省令で定める事項は、障害者等の障害支援区分の認定における調査に関する状況に関する事項及びこれらに準ずる事項とする。

三 法第八十九条の二の二第二項の規定により、第一項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報を提供する場合には、市町村又は都道府県

二 廃止し、又は休止しようとする年月日

三 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第六十八条の二 法第八十三条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 施設の名称及び所在地

二 施設障害福祉サービスの種類及び内容

三 施設の規模及び構造並びにその図面及び設備の概要

四 利用定員

五 職員の定員及び主な職員の履歴書

六 収支予算書

七 事業の開始の予定年月日

八 施設の休止又は廃止の理由及びその予定期日

二 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置

第六章 国民健康保険団体連合会の障害者総合支援法関係業務

第六十八条の三 法第八十九条の二の二第一項第一号の主務省令で定める事項は、自立支援給付に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は障害支援区分別の状況に関する事項及びこれらに準ずる事項とする。

二 法第八十九条の二の二第二項の規定により、第一項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報を提供する場合には、市町村又は都道府県

三 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めのところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くことができる。

二 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めのところにより、市町村が法第二十九条第七項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十一条の十四第七項及び法第五十二条の十七第六項の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事

第三十四条の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げる命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。	別表第八号 (中核市の特例)	第六十八条の	
都道府県知事	都道府県	市町村	う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の会生活を営むため必要な事業であつて広域的な対応が必要なもの
中核市の市長	指定都市	町村以外の市	いの設置運営その他の専門性の高い相談支援事業並びに特に専門性の高い意思疎通支援を行う者
都道府県知事	都道府県	市町村	一をいうべきの設置運営その他の専門性の高い相談支援事業並びに特に専門性の高い意思疎通支援を行う者

第三十四条の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げる命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十四条の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げる命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。	別表第九号 (中核市の特例)	第六十九条の	
都道府県知事	都道府県	市町村長	は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせる
中核市の市長	指定都市	中核市の市長	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導センター(発達障害者支援センター)をいう。

第一条 (施行期日) この省令は、平成十八年四月一日から施行する。	別表第八号 (権限の委任)	第六十八条の	
第五十二条の三、第五十一条の四、第五十一条の三十二及び第五十二条の三十三に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。	都道府県	市町村	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導センター(発達障害者支援センター)をいう。

二 当該報告に係る情報公表対象サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項

イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 指定事業所番号

ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名

二 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日（指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日）

ホ 事業所等までの主な利用交通手段

ヘ 事業所等の財務状況

ト その他情報公表対象サービス等の種類に応じて必要な事項

三 事業所等において情報公表対象サービス等に従事する従業者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項

イ 職種別の従業者の数

ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者数等

ハ 従業者の当該報告に係る情報公表対象サービス等の業務に従事した経験年数等

二 従業者の健康診断の実施状況

ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

ヘ その他情報公表対象サービス等の種類に応じて必要な事項

四 情報公表対象サービス等の内容に関する事項

イ 事業所等の運営に関する方針

ロ 当該報告に係る情報公表対象サービス等の内容等

ハ 当該報告に係る情報公表対象サービス等の利用者への提供実績

二 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下この表及び次表において同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況

ホ 当該報告に係る情報公表対象サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項

ヘ 事業所等の情報公表対象サービス等の提供内容に関する特色等

チ その他情報公表対象サービス等の種類に応じて必要な事項

二 情報公表対象サービス等の提供に当たつて改善すべき課題に対する取組の状況
二 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

- イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況
- ロ 情報公表対象サービス等の提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況
- ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況
- 三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
- イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況
- ロ 情報公表対象サービス等の提供記録の開示の実施の状況
- 五 情報公表対象サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置
- イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
- ロ 利用者等の意向も踏まえた情報公表対象サービス等の提供内容の改善の実施の状況
- ハ 情報公表対象サービス等の提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況

第三 都道府県知事が必要と認めた事項

卷四

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(5)
(第二条第一項の規定によるもの)の範囲
第三条 法律第八条第一項の規定で定める区域は、精神障害医療院とする。

注釈
1. この種施設は、他人に隠され、又は隠してはならない。
2. この種施設は、職員の活動を止め、又は見守ることのきは、速やかに、反対しなければならぬ。
3. 本法第六条第一項の規定によるもの。但し、十分理解するものとする。
4. おまけまで、野村と山口とを、野村と山口とからもうだ。
5. おまけまで、野村と山口とを、野村と山口とからもうだ。

別表第四号（第六十九条第二項関係

圖書館名(第六十八名各二題標)		(英語)
讀者自己文獻檢査表		
	英	中
圖書名稱		
卷數		
頁數		
資料項目		
摘要		
圖書的內容要點是什麼？請用幾句話說明。並請將各項之內容列於下方。		
卷首		
卷中		
卷末		
註記		
此圖書系某家藏書		
附有 論文 大綱		
圖畫 照片 教學		
	印	

〔質問〕

顧客の実名登録及び会員登録を同時にどちらの順序(第1回)

(複数回答)

1. お名前登録より登録料金を支払う順序
2. 登録料金を支払うよりお名前登録の順序
3. お名前登録と登録料金を同時に支払う順序
4. お名前登録と登録料金を同時に支払う順序

〔質問〕

お名前登録と会員登録を同時にどちらの順序(第2回)

(複数回答)

1. お名前登録より登録料金を支払う順序
2. 登録料金を支払うよりお名前登録の順序
3. お名前登録と登録料金を同時に支払う順序
4. お名前登録と登録料金を同時に支払う順序

〔質問〕

お名前登録と会員登録を同時にどちらの順序(第3回)

(複数回答)

1. お名前登録より登録料金を支払う順序
2. 登録料金を支払うよりお名前登録の順序
3. お名前登録と登録料金を同時に支払う順序
4. お名前登録と登録料金を同時に支払う順序

〔質問〕

お名前登録と会員登録を同時にどちらの順序(第4回)

(複数回答)

1. お名前登録より登録料金を支払う順序
2. 登録料金を支払うよりお名前登録の順序
3. お名前登録と登録料金を同時に支払う順序
4. お名前登録と登録料金を同時に支払う順序

第百六十九条(第二回)	
(甲用)	
審理官白文書檢査表	
第 年	
零	定 級
	又 職名
	姓 名
真	被審問者有否及是否在本件事件に涉及するかとてこととを記入
	是 否
	是 否
申告日 月 日付	
申告者 姓 名	
被 审 被 审 人 姓 名	
被 审 被 审 人 姓 名	
司	

第六回（第十六章、冬夜の雪の日）		(甲用)	
著者名自らの署名検査証			
第 一 号			
定 品 文 稿 氏 名			
原稿用紙			
脚本の内容及び企画書は全部合意して作成されたものであることを下記に捺印する。ただし、原稿用紙に「未了」の字がある場合は、原稿用紙を複数枚提出する。			
令和 元年 月 日 振付			
ことしの脚本監修者			
原稿用紙監修者			
監修者			
(右) 田村 長			

二条第三項關係

別表第六号（第六十九条第四項関係）

別表第七号(第六十九条各項取扱い規定)		(表記)
障害者立会取扱規則		
		第 一 号
申 請 書 寫	官 職 又 は職 名	
	氏 名	
	年 令 日	
萬	障害者の性別及び社会貢献度を統合的に把握するための法第26条 第六項規定による職業等であることを記す。	
	公 物 年 月 日 付 交	
	郵 送 府 県 事 務	同

(裏面)

別刷九号(第六十条各項七項目)		(表裏)
障害者立会認証書		
写	署 名 又は 氏 名 又 生 年 月 日	第 号
真	障害者の姓名及び社会保険を統合的に支給するための法務省 令に基づくもの有無確認並みることとする。	
合 規 年 月 日 付		印
監視的 照 事		